

教育委員会議事録

令和5年10月臨時会

海老名市教育委員会

教育委員会議事録
(令和5年10月臨時会)

- 1 日 付 令和5年10月13日(金)
- 2 場 所 えびなこどもセンター201会議室
- 3 出席委員 教育長 伊藤 文康 教育委員 平井 照江
教育委員 濱田 望 教育委員 武井 哲也
教育委員 海野 望
- 4 出席職員 理事(教育担当) 小宮 洋子 教育部長 中込 明宏
教育部次長 江下 裕隆 教育部参事兼教育総務課長 西海 幸弘
教育部参事兼就学支援課長兼指導主事 山田 圭
- 5 書 記 教育総務課総務係長 小林 亮介 教育総務課主査 郷原 貴子
- 6 開会時刻 午後3時00分
- 7 付議事件
日程第1 報告第34号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
日程第2 議案第29号 令和5年度末県費負担教職員人事異動方針について
- 8 閉会時刻 午後3時40分

○伊藤教育長 本日の出席委員は全員でございます。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。これより教育委員会 10 月臨時会を開会いたします。

傍聴はございません。

今会の署名委員は、武井委員、平井委員にそれぞれよろしく願いいたします。

○伊藤教育長 それでは、報告事項に入ります。日程第 1、報告第 34 号、海老名市教育委員会関係職員の人事異動についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

○教育部長 資料の 1 ページをご覧ください。報告第 34 号「海老名市教育委員会関係職員の人事異動について」につきまして、ご説明申し上げます。これは海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により、臨時に代理し発令したので、同条第 2 項の規定により報告をいたすものでございます。報告理由でございますが、令和 5 年 10 月 1 日付で人事異動を発令したためでございます。

資料の 2 ページをご覧ください。人事異動内訳でございます。

令和 5 年 10 月 1 日付、承認・昇格・任期更新として、課長級が 1 名、主事級が 2 名、任期付職員の主事補級が 1 名、計 4 名に対しまして、人事異動を発令したものでございます。

ご説明は以上でございます。

○伊藤教育長 それでは、ただいまの説明について、ご質問等ありましたらお願いいたします。

○濱田委員 10 月 1 日は市全体でも異動もあったと思うのですが、どのぐらいの規模の異動があったのか、分かりましたら教えてください。

○教育部長 80 数名の異動がございました。この人事異動につきましては、主に、昇任、昇格、任期更新の人事異動でございました。

○伊藤教育長 80 数名ということで、職場の異動というよりは、昇任、昇格が主なものだということでございます。

○濱田委員 分かりました。

○伊藤教育長 ほかにはいかがですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご質問等もないようですので、報告第 34 号を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。よって、日程第 1、報告第 34 号を承認いたします。

○伊藤教育長 次に、日程第 2、議案第 29 号、令和 5 年度末県費負担教職員人事異動方針についてを、議題といたします。説明をお願いします。

○教育部長 資料 3 ページをご覧ください。議案第 29 号、令和 5 年度末県費負担教職員人事異動方針について、でございます。これは、令和 5 年度末県費負担教職員の人事異動にあたりまして、方針を定めたいため、議決を求めるものでございます。

資料の 4 ページをご覧ください。1、概要でございます。神奈川県教育委員会の「神奈川県公立学校教職員人事異動方針」に掲げられてございます。一つ目、適材を適所に配置すること。二つ目、教職員の編成を刷新強化すること。三つ目、全県的視野に立って広く人事交流を行うこと。

この 3 項目を基に海老名市の「令和 5 年度末県費負担教職員人事異動方針」を決定したいものでございます。

2、令和 5 年度末県費負担教職員人事異動方針案につきましては、資料 5 ページに添付してございます。詳細につきましては、就学支援課長よりご説明申し上げます。

○就学支援課長 資料 5 ページをご覧ください。令和 5 年度末県費負担教職員人事異動案について、読み上げて提案させていただきます。

I、海老名市方針。

1、学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、年齢、経験、同一校勤務年数等から見て、各校の教職員構成の均衡が保たれるように努める。

2、同一校勤務年数 8～10 年の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。

3、新規採用者については、初任校勤務年数 5 年を経過した時点で異動対象とする。

4、小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。

5、教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

6 ページをご覧ください。II、実施上の留意事項です。

1、原則として、同一校勤務 3 年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異に

する異動については、行政上特に必要な場合に限り、3年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。

2、総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事異動方針「2」に限らず適正配置を行う。

3、本市人事異動方針「3」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が2年以上の場合は、初任校勤務年数3年を経過した時点で異動対象とする。採用校と同一校で臨時的任用教員年数が1年の場合は、初任校勤務年数4年を経過した時点で異動対象とする。

4、休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。

5、特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。

6、中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。

7、小学校、中学校から県立学校等(高等学校、特別支援学校)への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱等によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。

8、県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。

9、市内配置換え、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続きと併せて行う。

10、勸奨退職・再任用については、十分に趣旨の周知を図り、手続きを行う。

11、その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

7ページに載っておりますように、神奈川県公立学校教職員人事異動方針が定められておりますので、後ほどご覧ください。

提案は以上でございます。よろしくご審議ください。

○伊藤教育長 ただいまの提案につきまして、ご質問ご意見がありましたらお願いいたします。

○武井委員 今年度の異動対象者は大体何名ぐらいなのかということと、もう一つは実施上の留意事項8で、結果と動向については十分注意するというのは、どういったことを注意するのかお伺いしたいと思います。

○就学支援課長 1点目については手元にありませんので、後で調べてご報告させていただきます。2点目の県外受験者の把握とその結果の動向についてということですが、次年度の動向を把握するときに、校長の方から他県の受験者がいないかどうかということは、

随時確認し、受験する場合申し出て下さいね、ということを行っています。他県の採用試験に合格すると、異動ではなく、自己都合退職されて他県に採用されることとなりますので、こちらの方で十分に把握をするという意味合いで、十分注意するという表現になっています。

○武井委員 分かりました。

○海野委員 休職中、産休中は異動の対象としないとなっていて、その間は臨時職員の方などをお願いするようになるかとは思いますが、どのようにされているのかお伺いします。

○就学支援課長 休職中の職員については、その前に療養休暇というものを90日間取得することができます。そのあと休職に入るのですが、お休みを取るという形で、療養休暇中については非常勤職員を任用することができます。休職中もちろん、非常勤職員や、臨時的任用職員に入ってもらようになります。しかし、ご存知のように、お休みに入るかどうか事前に見通せないで、なかなか人材確保は難しいところがあります。実際に、現在も小学校一校においては、療養休暇に入った先生の代替が見つかっていない状態です。

それから産休・育休についても、年度当初の部分はかなり対応ができたのですが、例えば10月以降、産休に入る職員については、かなり後を見つけるというのは苦しい状況が続いています。

○海野委員 校種間異動ですが、中学校、小学校だと普通の授業を教えているような先生は行ったり来たりはしないのですか。

○就学支援課長 海老名市では、先行して管理職の方の校種間異動を盛んにやってきました。教頭や校長が該当の校種ではないところに異動するということがあったのですが、我々として、ここに定められている小中一貫教育の推進ということで、今年度教諭職で、小学校から1名中学校に、それから中学校からも1名小学校にということで、異動をかけています。ですから、小学校の国語の免許を持っている先生が中学校で国語の指導を行い、中学校の英語の先生が小学校で英語専科として指導にあたっています。

○海野委員 授業を教えているのですね。

○就学支援課長 そうです。

○海野委員 ありがとうございます。

○伊藤教育長 小学校、中学校の免許制なので、小学校の教員免許しか持っていない人は

中学校で教えることはできないのですよ。ただ、例えば学級活動とか道徳とか総合的な学習で使う配当替えはありますがその時間だけではないです。中学校の教員は小学校の免許があると小学校で教えられます。それ以外には、中学校の免許の教科に相当する教科を小学校では教えられるような形になっているわけです。小学校の教員の中でも中学校の教員免許を持っている方は結構いるので、異動をして、人事交流を図ることが大事で、進めていきたいと考えております。

○濱田委員 実施上の留意事項の中で、2点ほどお聞きします。適正配置の観点から言いますと、年齢構成とか、それから経験年数の差とか、いろんな要素があって、非常に難しい教員の配置になるのかなと思うのですが、バランス的に、今、この年齢が少ないとか多いとか、そのあたりの対応策について、もしありましたら教えていただきたい。また、この留意事項の6番目に、中学校の許可教科担任の解消となっていますが、現実に許可教科以外の教科を担当しているという方は、今現在、例えば何教科を何人の先生で、こういった教科を担当しているというのは、分かってらっしゃると思うのですが、その人数が解消に向かうのか、それとももうすでに解消されているのかどうか、教えてください。

○就学支援課長 まず2点目の、許可教科担任ということなのですが、教科でいうと技術。やはり技能教科というのは採用が少なく、我々も毎年県に配当希望を出すのですが、これだけの人数が欲しいということなのですが、ここ数年はもうゼロ回答です。そうすると、その教科を教える先生がいない状態になります。技術ですと、数学の先生は指導的に内容が共通するようなどころについて、許可を県の方から出してもらって、数学の先生が技術の指導を行うことは、本市では今年度中学校2校で実施しています。今年の採用試験も、やはり技術については定数取れていませんので、要望を出しても来ない可能性が高いので、新しい臨時的任用職員が見つければ良いのですが、現状としては昨年、一昨年も同じような苦しい現状が続いているというのは間違いありません。

適正配置のところですが、経験年数、年数、それから性別等含めて、バランス良く、特に中学校は教科バランスがありますので、教科のことを見込みながら行います。年齢構成でいうと、やはり40代後半からの教員がほとんどいないような状態です。市内の人事配置だけではなく、行政との交流人事や、他市町村との交流人事も進めているので、その辺がバランス良くなるように、市内だけでなく、他市等も含めて連携を取りながら、適正配置に努めているところです。

○濱田委員 ありがとうございます。

○伊藤教育長 技術の教員免許は、工学系の大学に入ると、数学の教員免許と一緒に取れる学校もあるのですよ。県の教職員人材確保の会議でも話題になったのですが、教職員の確保が遅いので、早めに工業関係の会社に確定してしまうということが多いらしいのですよね。免許は持っているけれど、工業関係の会社に就職することが多いというのは言われていますね。

県は、そういう方も含めて、人材を大学3年生の段階で確保するという方法もこれから取っていくという方針ではあります。ただ、一般の会社だと多分もっと早く決まるのではないかなと思うのですが。教職員は9月末で一応内示のような形になりますので、そういうことは、一つの課題として言われています。許可免は、技術以外はないのですよね。

○就学支援課長 技術以外はありません。ただ、美術も家庭科も含めて、人材が足りないのは間違いないです。

○伊藤教育長 美術や家庭科ですね。以前は、学習指導要領の関係で、指導時数が多かったのですよ。それが、技術などの指導時数が絞られてきて、そこに配置する人間が元々あまり取れない中でやっているのので、例えば一つの学校に二人位が配置するような形が常に取れていれば、補完できるのですが、もうそれもできないので、一人欠けたら難しいという状況ですね。

○濱田委員 例えば海老名市で全体をカバーするのはどうですか。授業時数が少なくなってきたのなら、一人の技術の免許をお持ちになった先生を各学校でうまく活用するとか、あるいはもっと広く、教育管内でカバーしあうような手当てはいかがですか。

○就学支援課長 一つの手段として検討されています。兼務をかけて、複数校勤務するのは、例えば小さい自治体だと普通にあることですので、海老名市の規模でどこまでそれを手段として取るかということにはなりますが、一つの手段だと認識しています。

○伊藤教育長 2校に3人をあてて、1人は併任、要するに海老名中学校と柏ヶ谷中学校両方辞令を出して、その人はこの日はこっちで技術教えて、この日はこっちで技術を教えて、というのは「割る」というのですが、そういう方法をするところもあります。

○濱田委員 分かりました。

○平井委員 新採用者は初任校の勤務は5年ということで、ここずっと海老名市はそうだと思うのですが、この5年という枠は初任者にとってどうですかね。

○就学支援課長 自分の経験則ですが、県で、3年で回している所も実際にあるのだと思います。私は自分が居させてもらった中で、5年は結構適正かなというように思っています。

す。いろいろな学年を経験させていただけるということで、中学校においても小学校においても、複数の学年を経験し他校に行けるというところでは、低学年も経験できるし高学年もできるし、5年あれば卒業生を出すことも可能性としては高くなります。経験値としては、1校で5年経験して慣れて、また新しい新天地でというのは、適正かなと考えています。

○平井委員 私も、5年くらいがいいかなと思います。今、課長がおっしゃったように、一つの学校で低・中・高学年あたりを持って、次の学校に行って、初任で学んだことを生かせるという点では、最適かなと。あまり長くいるのもどうかなってということもあるので、今後、この5年というのは継続しても良いかなとは思っています。

それから、もう1点いいですか。今、管内の人事交流が盛んに行われていると思うのですが、他市から来てらっしゃる先生は「海老名は良い」とおっしゃって下さるのですが、他市に行って戻ってこられた先生方は、どのようなものを学校の中で活かしていけるのか、そのあたりのところをお聞きしているようだったら、少し聞かせていただきたいと思っています。

○就学支援課長 他市町村も含めて、例えば県特交流と言って県立の特別支援学校に行き戻って来られる方もいらっしゃいますし、我々のように行政に行き戻ってくる職員もいます。学校の中で、海老名市となると、実はそれぞれの文化があって、ちょっとしたことでも、例えば仕組みであったりとか、行事の持ち方であったり、グループ制のあり方であったりは、かなり違うのですね。

仕事の仕方についても、業務の入っているシステムが違ったりします。同じだろうと思いき行くのですが、全然違っていたということは、どの職員も言いますので、それをもち帰って、海老名の仕事の仕方であったり指導の仕方であったりというのを見直すという、外からの目で見直すことは、かなり有効かなというように思っています。良いところは、やはり取り入れるということですね。

○平井委員 ありがとうございます。先生方の中から、他市に行ってみたいという希望はありますか。

○就学支援課長 そういう意向の聞き方をしたことがないのです。他市に行きたいかという希望になるのですね。そうすると、他市に出たいとなると、外に行き戻すまま、例えば大和市に行き戻すままという感じですが、我々がやっている人事交流は、我々の方から推薦をするという形になりますので、「人事交流してみたいですか」という

ような聞き方はしていません。

○伊藤教育長 私は初任、10年でした。

○濱田委員 数年どころではないですね。

○伊藤教育長 10年同じ学校にいたのです。その次も8年いたのですが、居心地が良いと10年くらいいたくなるのですね。

人事交流ということでは、とてもありがたかったのは、海老名支援学校ができれば確実に海老名市の教員が2名ずつ、常に海老名支援学校で交流ができるシステムになったので、それはすごくありがたいですね。

あとは小学校、中学校の人事交流。私は小学校の教員なのですが、中学校の校長になったのですよね。それはそれですごく面白かった。小宮理事は、中学校の教員なのに小学校の校長でした。

○理事（教育担当） 正直、分からないことが多いので、申し訳ないなというような気持ちで行ったのですが、本当に勉強になりました。ずっと前の時点で、小学校に、どんなふうに入塾して、どういう勉強を積み重ねて中学校に上がって来るのかということを知っておくべきだったとは思っています。学校経営の仕方も中学校と小学校と違って、それぞれの良さがあるなと思ったのですが、そこを上手く、ミックスしていけると良いなど、自分としては良い経験になったと思っています。小学生、とても可愛かったです。

○伊藤教育長 今、教頭人事で小学校の教員が中学校に行ったり、中学校の教員が小学校の教頭を経験していて、要するに校長になったときに両方知っていることで進めたいなという、管理職ですが、そういうことは意図的に進めているところでございます。

○就学支援課長 先ほど武井委員から異動対象が何名かということだったのですが、小学校で57名、中学校で39名です。療養休暇中も含めてです。

○伊藤教育長 具体的にはどこに異動させるか、どうやって決めるのですか。

○就学支援課長 要綱にもあるように、校長の指導のもとというところで、我々としては校長先生と、ご本人の希望ももちろんありますので、ヒアリングをさせて頂きながら、全体のバランスを見て、校内あるいは市内の学校の適正配置ということで、熟慮をして決めているところです。

○伊藤教育長 それで決めた案を、我々教育委員会として最後皆さんに決定していただきますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

○平井委員 総括教諭は、今一番少ないところでどのくらい、多いところで一校どのくら

いの人数がいらっしゃいますか。

○就学支援課長 12 学級以上で 4 人、それ以下で 3 人という決まりがあるのですが、配置の関係もあって小学校で 5 人、総括教諭が配置されているところがあります。

中学校については、12 学級以上で 5 人、総括教諭を配置するということになるのですが、4 人が配置されている所と 5 人が配置されている所があります。

○平井委員 バランスが異なっている、特に学校運営上支障はないという形ですか。

○就学支援課長 グループ制を敷くにあたり、総括教諭というのは有効な職ということで、我々としてはバランスよく配置するということをねらっています。今、異動年限の事もあるんで、こういう配置になっていますが、適正な配置としてはやはり 5 人なら 5 人という配置が適正かなということで、人事配置を少しずつ進めているところです。

○平井委員 どのくらいの経験年数で総括の対象になるのですか。

○伊藤教育長 前は 17 年経験ではなかったですか。

○就学支援課長 17 年だったと思います。

○伊藤教育長 17 年経験という条件ですが、先ほども言ったように年齢構成などあるので、今は大丈夫ですが、40 代後半からが少なかったときは、総括教諭を選ぶのはとても大変でしたよ。人がもともといないのですよね。

そういう時には、社会人の経験も入れるとか、あとは県に、こちらの方で変更願のようなものを出して、例えば 15 年、17 年行っていないけれどこの方は総括教諭として適切であるので推薦したいので変更をお願いしますということで申請して、運用を少しでもフレキシブルにするように、書類上の手続きをしたりすることはあります。

あとはこの、人事異動の留意事項 2 のように、総括教諭とか行政異動については、本人とやり取りするのですが、例えば 1 年異動したばかりなのに異動させるということをして、できるだけ均等化するのです。

特に中学校の場合教科の関係があると、一つの教科で総括が何人も居たりすると、それを均等にバランスで分けるとうまくいかないということもありますね。

○就学支援課長 推薦の内規なのですが、大卒で正規教員歴 17 年以上、短大卒だと 19 年以上が原則ということになっています。

○濱田委員 本日決定する、5 ページの人事異動方針案の最後の 5 番の「教職員の増減等地域の実情を考慮し」という、この地域の実情というのは具体的に何を想定してらっしゃるのか教えてください。

○就学支援課長 例えば管理職の地域の配置状況、例えば校長先生が何人退職される、そうすると教頭先生が校長先生に何人上がる、そういう枠組みが出てきますので、大きくはまず管理職のところですか。その他にも、今あったように総括教諭であったり、人事交流を進めることによって人材を育てていくという意味合いありますので、大きく県央管内でいうと、愛川町、清川村も含めた7市町村の中で図っていくというような形になります。

海老名市だけでなく小さい市町村もありますので、そこも含めて交流していくということになります。

○伊藤教育長 実を言うと、今年度もそうなのです。

清川村の方で、教職員の確保が足りないのです、海老名市から推薦をいただけないかということ、その依頼が教育委員会に来ることがあります。

また、ある市で、教頭職の数が足りなくなるので、今の県央管内の中で、ある程度数が確保できている市から異動で違う市に行き、教頭職を受けるなどが実際にあります。

ある時期は小・中学校で、中学校の先生方に小学校に入ってもらったような時期が実はあるのです。

この後私が心配しているのは、海老名市はあまり増減しないのですが、県内全体で考えると、県西地区は、児童生徒数が減っているのですよね。そうすると県西地区で、小・中学校の教員として雇用している方々を、それで失職させることは制度上できない。そういう方々が全体の異動として、海老名市のような転入する人が増えているような市町村、藤沢市とか海老名市とか大和市のところで働かざるを得ないような状況は出て来るのではないかなということはある。

そういう意味でも、地域の実情で、この後は少し違った意味で、異動全体を全県的に考えないと、うまく配置できないようなことも今後は出て来るのではないかなと、私は予想しているところでございます。

○濱田委員 多少教職員不足が、解消になるような感じですかね。

○伊藤教育長 そうなのです。実を言うと、地方はそれで解消しているのです。だから、文部科学省がいろいろな加配をつけるのですよね。地方は児童生徒数が減って、教員が過員の状態で、多い状態なのです。その方々にそういう職はちゃんとつくのです。ところが、今の海老名市の状況は過員ではなく、不足しているのです。北海道から神奈川の方に来てくれれば多分、全体としてすごく上手に埋まると思うのですが。生活のあることだから、そんなことは国家公務員ではないですからできません。

山形県は、国がやる前に、全県で 35 人学級を全部でやるという方針だったのですよ。そうしないと先生が過員だったのです。簡単に言うと、児童生徒数、クラス数が減っているから、自然にそうなのです。そうやってしないと、すでに採用している全員の先生を雇用できない。必然的に地方ではもう少人数学級は確実に進むのですよね。なにかの支援の先生とか、高齢の支援の先生が全部必要になってくるというのは、逆に言うと、海老名市の今の状況が全国的に見ると特異な状況であるというのが実際のところですよ。

○濱田委員 なかなか増え続けている市町村って少ないですからね。

○伊藤教育長 そうですね。来年の予想としては、海老名市の教員は定数上増えるのですか。

○就学支援課長 支援級が増えているという実情もありますので、定数の見込みとしては微増です。加配がどうなるかにもよりますが、現状でいうと微増です。

○伊藤教育長 地方に行ったら定数上の枠は減っているということですね。また、統廃合をすると 3 人の校長が 1 人になったりします。管理職もそういう状況があるということです。

○平井委員 県央教育事務所は、私達も関わってきたところがあるのですが、人事に関して意外と見えてこないというか。毎年人事に関しては、県央教育事務所の立場としてはどう動くかをされているのですか。

○就学支援課長 県の人事異動方針が出ていたかと思うのですが、適材適所、刷新強化、それから全県的な視野に立って広く人事交流を行うことということで、県央教育事務所としては県央交流という形で、管内の人事交流を積極的に推進していきたい。管理職も、一般職も含めて、かなり盛んに人事交流の案件について我々に照会がかかっているところです。

○伊藤教育長 県は県で、重点事項というのは県央教育事務所で示してありますので、それに則って毎年進めているのです。その重点の中で、5 市 1 町 1 村みんなで行っていきましょうということで、人事交流しながら進めましょうという方針で進めているところです。他にはどうですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 それでは、これから年度末に向かって教職員の人事異動を進めますが、この海老名市の県費負担教職員人事異動方針(案)を、ここで決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伊藤教育長 ご異議なしと認めます。日程第2、議案第29号を原案のとおり可決いたします。

○教育部長 先ほど濱田委員の方から報告第34号の中で、人事異動の人数について聞かれ、80数名とお答えしましたが、正確には82名でございます。

○濱田委員 分かりました。

○伊藤教育長 それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、教育委員会10月臨時会を閉会いたします。